

【2011 年度 厚生年金保険法】

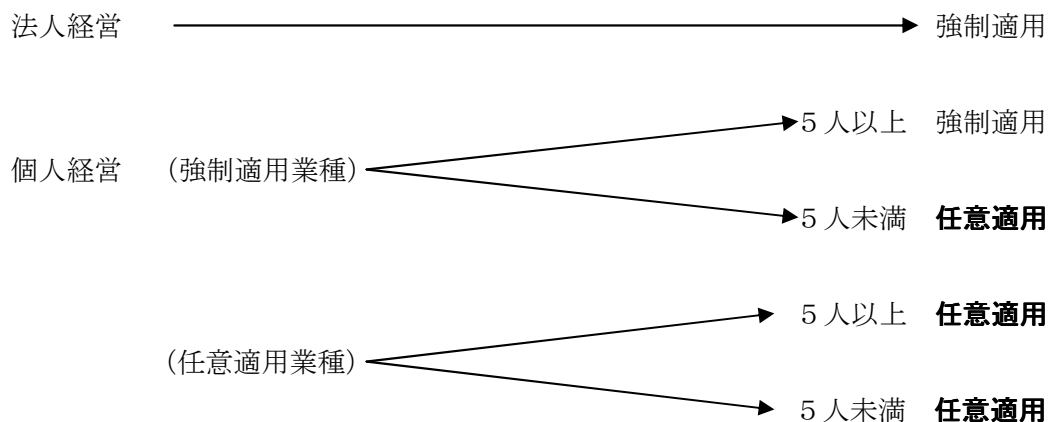
【ココだけは絶対に外せない！！】

※ 会社員などお仕事をされていて勉強時間が限られる方はこちらから優先して勉強すると良いでしょう。過去問によく出題されている箇所優先で選びました。**優先すべき箇所は太文字表示しております。**

| | | |
|----------|--|---------------------|
| 第 1 回講義 | 厚生年金保険の歴史・適用事業所 | P 782～ P 788 |
| 第 2 回講義 | 当然被保険者・任意単独被保険者・高齢任意加入被保険者 | P 788～ P 792 |
| 第 3 回講義 | 適用除外者・第 4 種被保険者・被保険者資格の取得及び喪失 | P 792～ P 796 |
| 第 4 回講義 | 被保険者期間の計算・標準報酬月額と標準賞与額 | P 798～ P 804 |
| 第 5 回講義 | 3 歳未満の子を養育する場合の特例・ 併給の調整①(一人一年金の原則) | P 806～ P 813 |
| 第 6 回講義 | 併給の調整② ～ 60 歳代前半の老齢厚生年金(支給開始年齢①) | P 813～ P 824 |
| 第 7 回講義 | 60 歳台前半の老齢厚生年金(支給開始年齢②)・年金額① | P 825～ P 829 |
| 第 8 回講義 | 物価スライド特例措置・従前額保障・経過的加算・退職時改定 | P 829～ P 831 |
| 第 9 回講義 | 加給年金額・特別加算・加給年金額の改定 | P 832～ P 834 |
| 第 10 回講義 | 加給年金額の支給停止・60 歳代前半の在職老齢年金 | P 834～ P 837 |
| 第 11 回講義 | 60 歳代後半の在職老齢年金・70 歳以上の在職老齢年金 | P 837～ P 838 |
| 第 12 回講義 | 雇用保険法の基本手当との併給の調整・高年齢雇用継続給付との調整 | P 838～ P 839 |
| 第 13 回講義 | 繰上げ支給の老齢基礎年金との調整・繰上げ支給の老齢厚生年金 | P 840～ P 842 |
| 第 14 回講義 | 繰下げ支給の老齢厚生年金・ 障害厚生年金の支給要件 ・基準障害 | P 826・ P 844～ P 846 |
| 第 15 回講義 | 併合認定・その他障害 | P 847・ P 851 |
| 第 16 回講義 | 障害厚生年金の額 | P 848・ P 849 |
| 第 17 回講義 | 障害厚生年金の加給年金額・失権・支給停止 | P 849～ P 853 |
| 第 18 回講義 | 障害手当金・ 遺族厚生年金の支給要件 | P 853～ P 858 |
| 第 19 回講義 | 遺族基礎年金の遺族の範囲・年金額 | P 858～ P 860 |
| 第 20 回講義 | 中高齢寡婦加算・経過的寡婦加算・その他補足 | P 861～ P 862 |
| 第 21 回講義 | 遺族厚生年金の失権・支給停止 | P 862～ P 864 |
| 第 22 回講義 | 脱退一時金・脱退手当金 | P 866～ P 868 |
| 第 23 回講義 | 離婚時等の合意分割制度 | P 868～ P 871 |
| 第 24 回講義 | 離婚時みなし被保険者期間・3 号分割制度 | P 871～ P 872 |
| 第 25 回講義 | 積立金の費用・ 国庫負担・基礎年金拠出金・保険料 | P 874～ P 878 |
| 第 26 回講義 | 保険料の負担・納付等 ～ 雑則 | P 878～ P 887 |
| 第 27 回講義 | 厚生年金基金 | P 889～ P 896 |
| 第 28 回講義 | 基金間の移行・企業年金連合会等 | P 896～ P 900 |

厚生年金保険法 第1回講義資料

P786 1. 適用事業所



【任意適用業種】

1. 農林、水産、畜産業
2. サービス業（旅館、料理店、飲食店、クリーニング、理容）
3. 法務業（弁護士等の事務所）
4. 宗教業（神社、寺院、教会等）

（重要）健康保険法とは異なる部分

※ 厚生年金保険法では、船員法第1条に規定する船員として、船舶所有者に使用される者が乗り込む船舶（旧船員保険の職務外年金部門が厚生年金保険に統合されている。）

厚生年金保険法 第2回講義資料

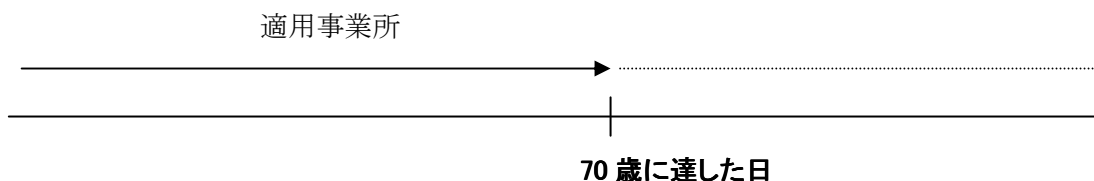
★ 厚生年金保険の被保険者の種類

（旧制度と新制度での被保険者の名称）

| 旧制度（昭和61年4月1日前） | 新制度（昭和61年4月1日以後） |
|--------------------------|---------------------------|
| 1. 第1種被保険者（男子） | 1. 当然被保険者（適用事業所・70歳未満） |
| 2. 第2種被保険者（女子） | 2. 任意単独被保険者（適用事業所以外70歳未満） |
| 3. 第3種被保険者（船員・坑内員） | 3. 高齢任意加入被保険者（適用事業所70歳以上） |
| 4. 第4種被保険者（旧制度の任意継続被保険者） | （適用事業所以外70歳以上） |
| 5. 船員任意継続被保険者 | |

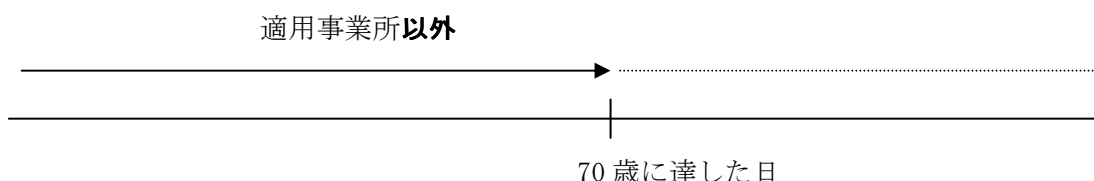
P 789 1. 当然被保険者

- 当然被保険者 …… 適用事業所に使用される **70 歳未満**の者



P 789 2. 任意単独被保険者

- 任意単独被保険者 …… 適用事業所**以外**の事業所に使用される **70 歳未満**の者



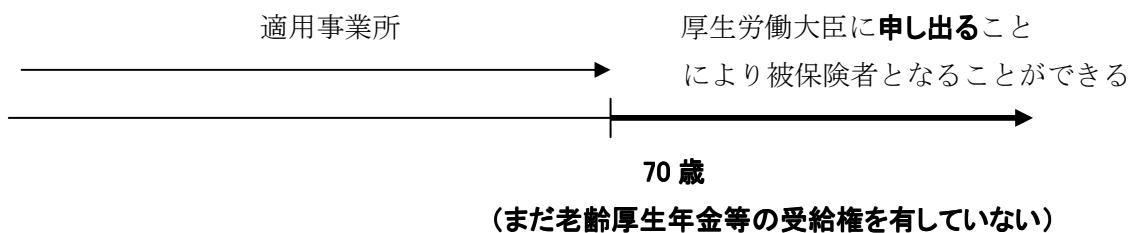
※ 被保険者になるための要件

事業主の同意を得て、**厚生労働大臣の認可**を受けることにより、厚生年金保険の被保険者となることができる。

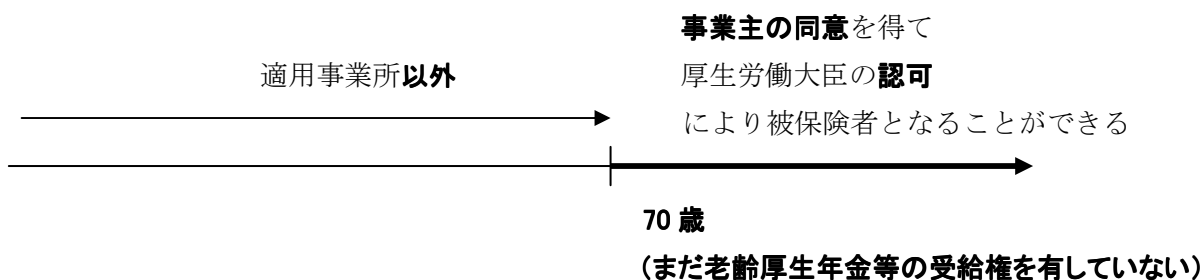
(注意) 同意 …… 当該被保険者に関する届出事務、保険料の半額負担及び納付義務を事業主が負うことについての同意。(この同意は資格を**喪失**するときは**不要**。)

P 790 3. 高齢任意加入被保険者

- (イ) 適用事業所に使用される **70 歳以上**の者

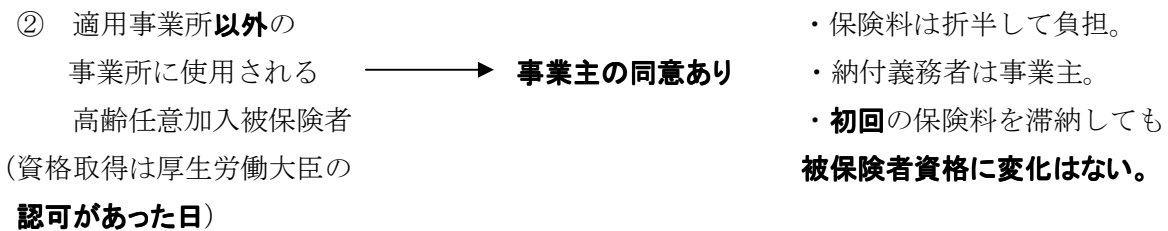
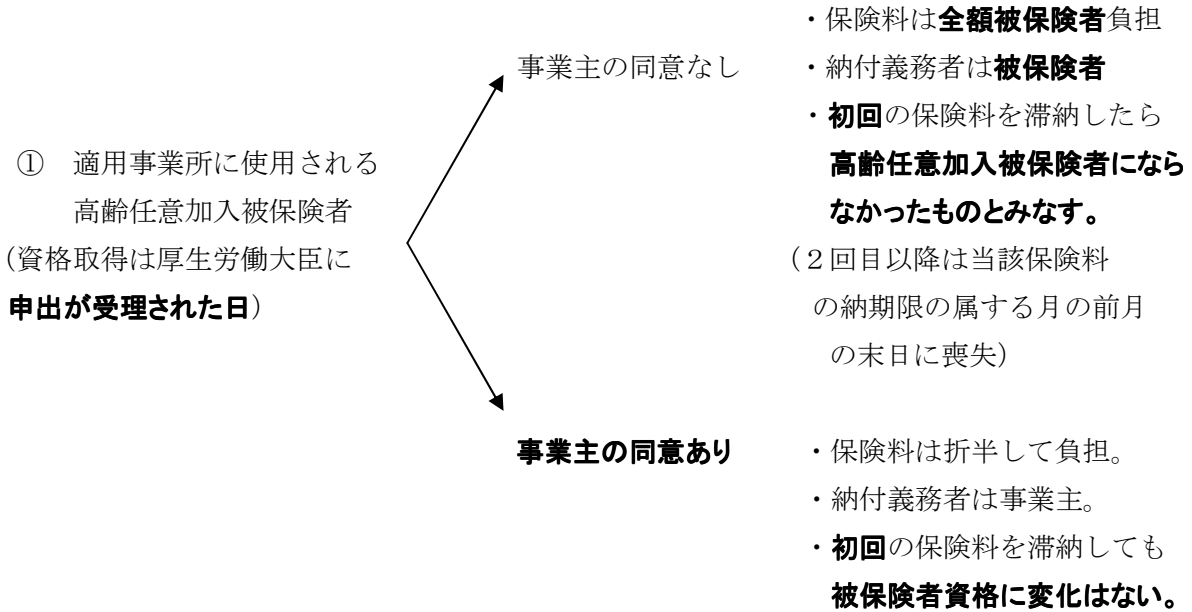


- (ロ) 適用事業所**以外**の事業所に使用される **70 歳以上**の者



★ 高齢任意加入被保険者について

(重要) 高齢任意加入被保険者の保険料負担などの取扱いは次の3パターンに区別される。



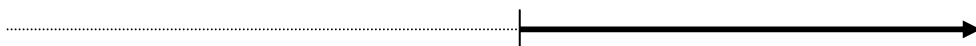
※ 保険料の納付期限は**いずれも翌月末日。**

厚生年金保険法 第3回講義資料

P792 4. 適用除外（被保険者になれない者）

- ① 国、地方公共団体又は法人に使用される者で次に該当する者
- ア. 恩給法第19条に規定する公務員及び公務員とみなされる者
 - イ. 共済組合の組合員、私立学校教職員共済制度の加入者
- ② 臨時に使用される者(船舶所有者に使用される船員を除く。)
- ア. 日々雇い入れられる者
(但し、**1月を超えて**引き続き使用されるに至った場合は**その超えた日**から被保険者となる。)

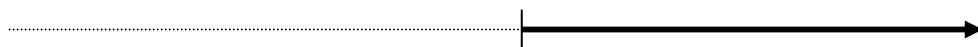
1月を超えた日 被保険者となる。



イ. **2月以内**の期間を定めて使用される者

(但し、**所定の期間を超えて**引き続き使用されるに至った場合は**その超えた日**から被保険者となる。)

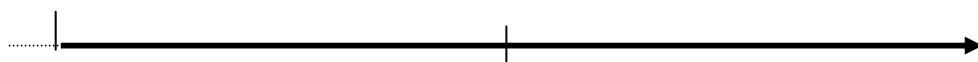
所定の期間を超えた日 被保険者となる。



③ 季節的業務に使用されるもの(船舶所有者に使用される船員を除く。)

(但し、**当初から4月を超えて**使用される見込みの者は**当初から**被保険者となる。)

4月を超える見込み

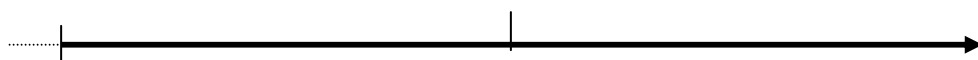


当初から被保険者

④ 臨時的事業の事業所に使用される者

(但し、**当初から6月を超えて**使用される見込みの者は**当初から**被保険者となる。)

6月を超える見込み



当初から被保険者

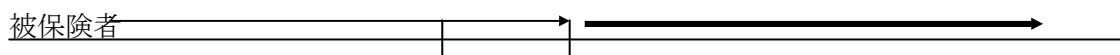
⑤ 所在地が一定しない事業所に使用される者

⑥ 厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令に適用を受ける者

P793 5. 第4種被保険者(旧法の任意継続被保険者)

昭和61年4月1日前では・・・

(例) 結婚の為退職し、専業主婦に



厚生年金保険の任意継続

退職日

資格喪失

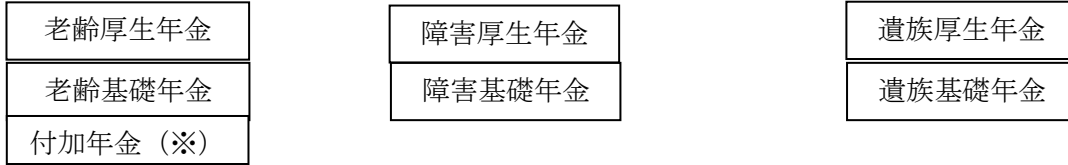
国民年金(任意加入)

脱退手当金

厚生年金保険法 第5回講義資料

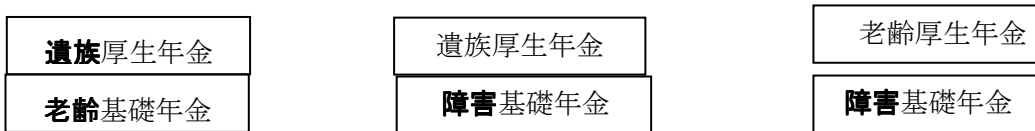
P813 2. 併給される年金（1人1年金の原則の例外）

● 同一の支給事由のもので併給



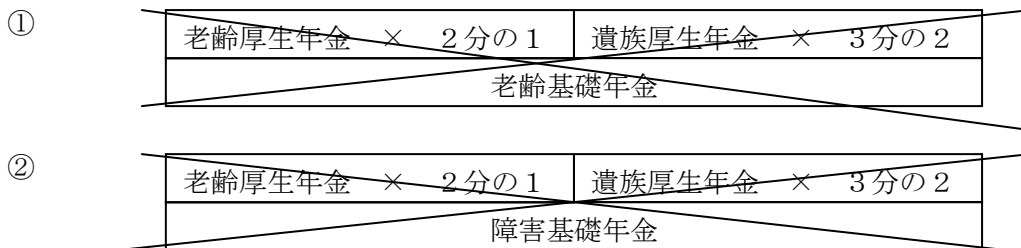
（※）付加保険料の納付済期間があれば、付加年金も併給。

● 受給権者が65歳に達している場合 → 支給事由が異なっても、併給可能



【注意】 厚生年金保険法 第38条の2、第64条の2

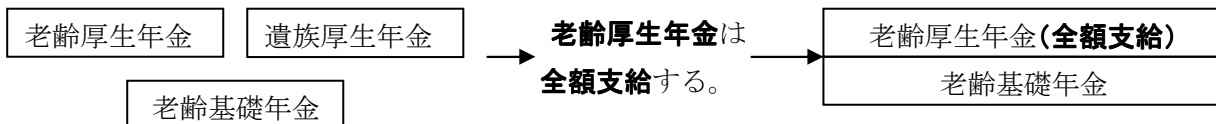
（従来の制度）この場合の遺族厚生年金は配偶者に対するものに限る。



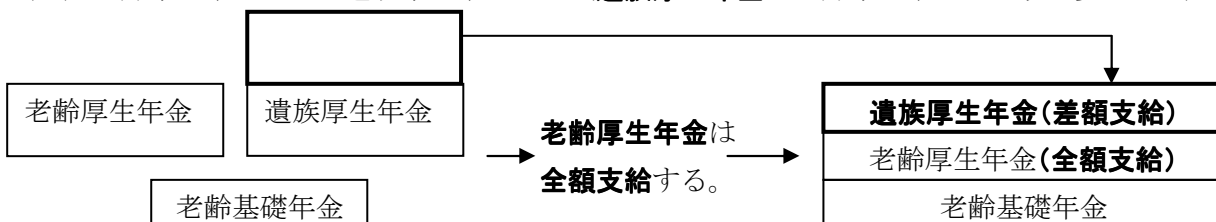
（今の制度）上の組み合わせを廃止して、下記の内容に変更。

① 老齢厚生年金、遺族厚生年金、**老齢基礎年金**の受給権を有する場合（P749②ウ）

（ア）老齢厚生年金 ≥ 遺族厚生年金の時

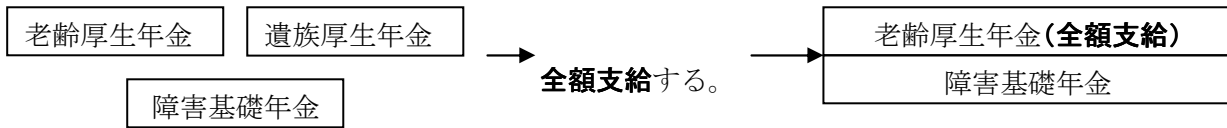


（イ）老齢厚生年金 < 遺族厚生年金の時（**遺族厚生年金**が老齢厚生年金より額が多いとき）

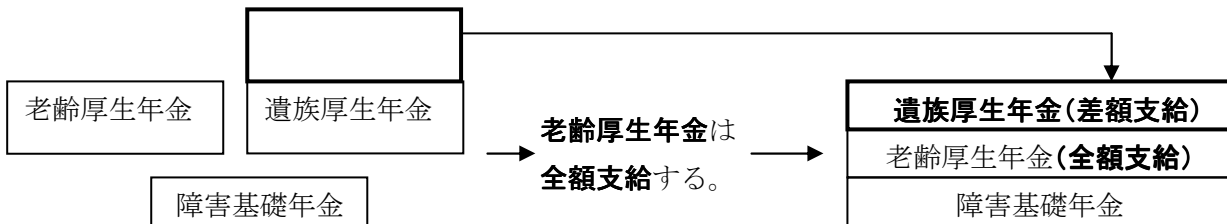


② 老齢厚生年金、遺族厚生年金、**障害基礎年金**の受給権を有する場合（P749②エ）

(ア) 老齢厚生年金 \geq 遺族厚生年金の時



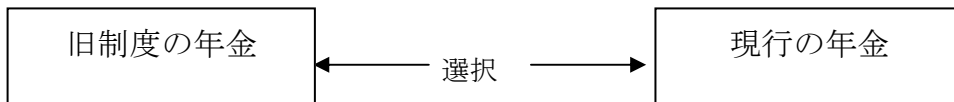
(イ) 老齢厚生年金 < 遺族厚生年金の時（**遺族厚生年金**が老齢厚生年金より額が多いとき）



厚生年金保険法 第6回講義資料

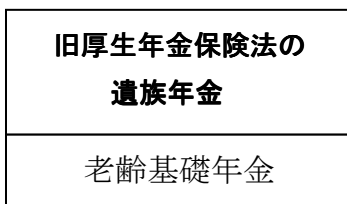
P813 3. 新法と旧法の年金間の調整

(原則)



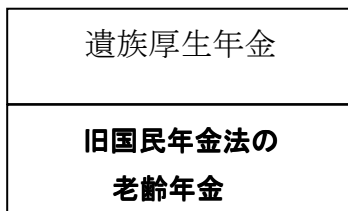
(例外)

① 老齢基礎年金と**旧厚生年金保険法の遺族年金**



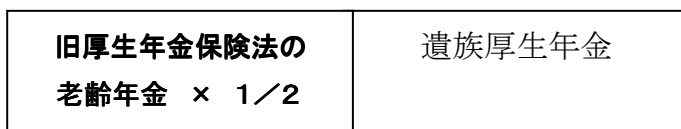
※ 65歳に達している者に限る。

② **旧国民年金法の老齢年金**と遺族厚生年金



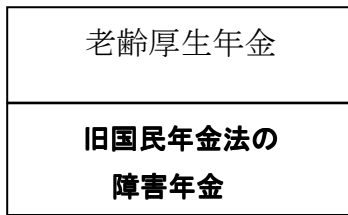
※ 65歳に達している者に限る。

③ **旧厚生年金保険法の老齢年金** $\times 1/2$ と 遺族厚生年金



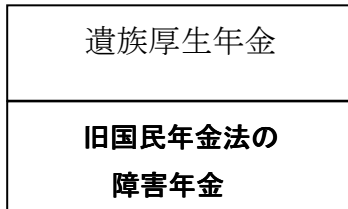
※ 65歳に達している者に限る。

④ 旧国民年金法の障害年金と老齢厚生年金



※ 65歳に達している者に限る。

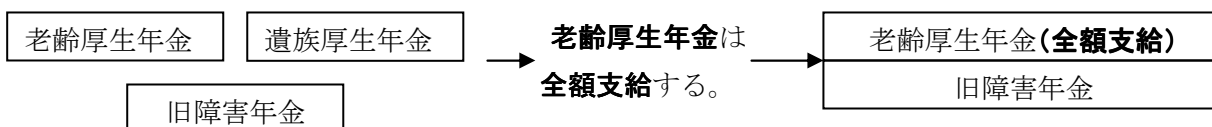
⑤ 旧国民年金法の障害年金と遺族厚生年金



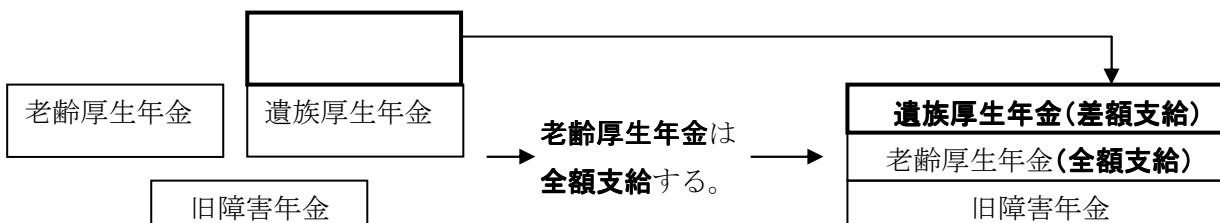
※ 65歳に達している者に限る。

⑥ 老齢厚生年金、遺族厚生年金、旧国民年金法の障害年金の受給権を有する場合

(ア) 老齢厚生年金 \geq 遺族厚生年金の時

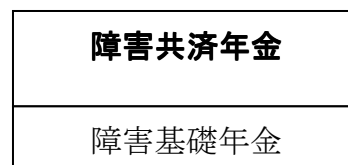
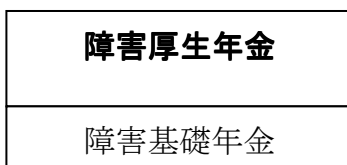


(イ) 老齢厚生年金 < 遺族厚生年金の時 (遺族厚生年金が老齢厚生年金より額が多いとき)

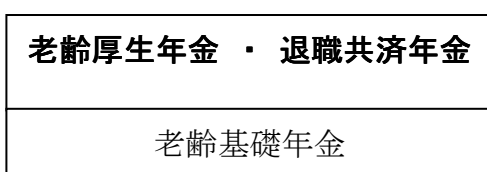


P814 4. 同一の支給事由による共済年金との調整

(原則) 厚生年金と共済年金の併給はできない。



(例外) 老齢厚生年金と退職共済年金は併給できる。(厚生年金保険法第38条第1項)



厚生年金保険法 第7回講義資料

P825 (1) 障害者及び長期加入者の特例

① 生年月日が昭和16年4月1日以前の男子の場合

(原則・特例ともに同じ)

| | |
|--------|--------|
| 60 歳 | 65 歳 |
| 報酬比例部分 | 老齢厚生年金 |
| 定額部分 | 老齢基礎年金 |

② 生年月日が昭和16年4月2日 ~ 昭和24年4月1日の男子の場合

(原則)

| | |
|--------|--------|
| 60 歳 | 65 歳 |
| 報酬比例部分 | 老齢厚生年金 |
| 定額部分 | 老齢基礎年金 |

61 歳 → 64 歳

(特例) …… **被保険者ではなく**、かつ、障害等級第3級に該当する程度の障害の状態。

| | |
|------------------|--------|
| 60 歳 | 65 歳 |
| 報酬比例部分 | 老齢厚生年金 |
| 特例で支給される。 | 定額部分 |
| | 老齢基礎年金 |

③ 生年月日が昭和24年4月2日 ~ 昭和28年4月1日の男子の場合

(原則)

| | |
|--------|--------|
| 60 歳 | 65 歳 |
| 報酬比例部分 | 老齢厚生年金 |
| | 老齢基礎年金 |

(特例) …… **被保険者ではなく**、かつ、障害等級第3級に該当する程度の障害の状態。

| | |
|------------------|--------|
| 60 歳 | 65 歳 |
| 報酬比例部分 | 老齢厚生年金 |
| 特例で支給される。 | 老齢基礎年金 |

④ 生年月日が昭和 28 年 4 月 2 日 ～ 昭和 36 年 4 月 1 日の男子の場合

(原則)

| | | | |
|-------------|--------|------|--------|
| 61 歳 → 64 歳 | 報酬比例部分 | 65 歳 | 老齢厚生年金 |
| | | | 老齢基礎年金 |

(特例) …… **被保険者ではなく**、かつ、障害等級第 3 級に該当する程度の障害の状態。

| | | | |
|-------------|------------------|------|--------|
| 60 歳 | | 65 歳 | 老齢厚生年金 |
| 61 歳 → 64 歳 | 報酬比例部分 | | 老齢基礎年金 |
| | 特例で支給される。 | | |

⑤ 生年月日が昭和 36 年 4 月 2 日以後の男子の場合

(原則・特例ともに同じ)

| | | |
|--|------|--------|
| | 65 歳 | 老齢厚生年金 |
| | | 老齢基礎年金 |

P 825 (2) 坑内員・船員の特例

※ 坑内員・船員であった期間が、実期間で 15 年以上であり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること。

① 生年月日が**昭和 21 年 4 月 1 日以前**の者

| | | |
|--------|--------|--------|
| 55 歳 | 60 歳 | 65 歳 |
| 報酬比例部分 | 報酬比例部分 | 老齢厚生年金 |
| 定額部分 | 定額部分 | 老齢基礎年金 |

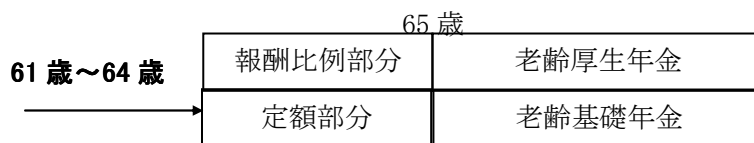
② 生年月日が昭和 21 年 4 月 2 日 ～ 昭和 29 年 4 月 1 日の者

| | | | |
|-------------|--------|--------|--------|
| 56 歳～59 歳 → | 60 歳 | 65 歳 | |
| | 報酬比例部分 | 報酬比例部分 | 老齢厚生年金 |
| | 定額部分 | 定額部分 | 老齢基礎年金 |

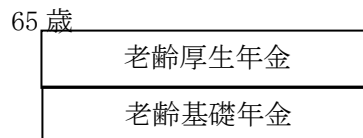
③ 生年月日が昭和 29 年 4 月 2 日 ～ 昭和 33 年 4 月 1 日の者

| | |
|--------|--------|
| 60 歳 | 65 歳 |
| 報酬比例部分 | 老齢厚生年金 |
| 定額部分 | 老齢基礎年金 |

④ 生年月日が昭和 33 年 4 月 2 日 ～ 昭和 41 年 4 月 1 日の者



⑤ 生年月日が昭和 41 年 4 月 2 日以後の者



P 828 3. 60 歳前半の老齢厚生年金の年金額

(1) 報酬比例部分

A の試算式 (平成 15 年 4 月 1 日以前の被保険者期間の場合)

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{9.5 \sim 7.125}{1000} \times \text{被保険者期間の月数}$$

B の試算式 (平成 15 年 4 月 1 日以後の被保険者期間の場合)

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{7.308 \sim 5.481}{1000} \times \text{被保険者期間の月数}$$

| | | |
|-------------------|--|-------------------|
| 60 歳 | | 65 歳 |
| 報酬比例部分(実期間で計算する。) | | 老齢厚生年金(実期間で計算する。) |
| 定額部分 | | 老齢基礎年金 |

- ・ 被保険者期間の月数に、**生年月日に応じた上限あり。**
- ・ 中高齢の期間短縮の特例では、被保険者期間の月数が **240 に満たないときは 240 とされる。**

(2) 定額部分 = 1,628 円 × 改定率 × 被保険者期間の月数

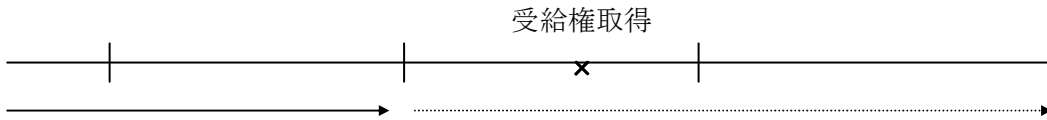
※ **定額部分**の被保険者期間の月数の上限

| 生年月日 | 被保険者期間月数上限 |
|-----------------------------------|------------|
| 昭和 4 年 4 月 1 日以前 | 420 月 |
| 昭和 4 年 4 月 2 日 ～ 昭和 9 年 4 月 1 日 | 432 月 |
| 昭和 9 年 4 月 2 日 ～ 昭和 19 年 4 月 1 日 | 444 月 |
| 昭和 19 年 4 月 2 日 ～ 昭和 20 年 4 月 1 日 | 456 月 |
| 昭和 20 年 4 月 2 日 ～ 昭和 21 年 4 月 1 日 | 468 月 |
| 昭和 21 年 4 月 2 日以後 | 480 月 |

厚生年金保険法 第8回講義資料

P831 4. 年金額の改定等（退職時の年金額の改定）

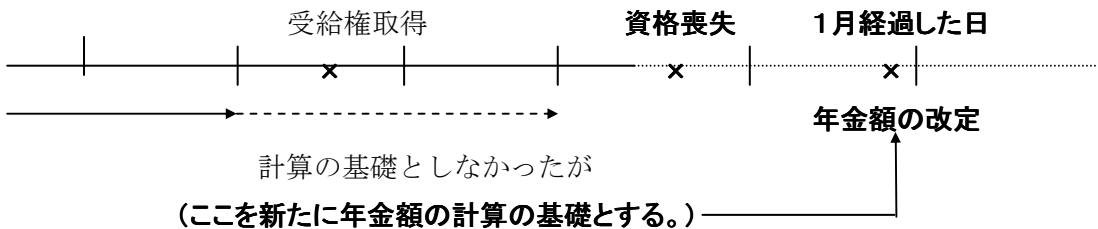
（原則）受給権者がその権利を取得した**月以後**における被保険者であった期間は、その計算の基礎としない。



（例外）被保険者である受給権者が**被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき**



資格を喪失した**月前**における被保険者であった期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日から起算して**1月を経過した日の属する月**から、年金の額を改定する。



厚生年金保険法 第9回講義資料

P832 4. 加給年金額

（例）受給権者がその権利を取得した当時その者に生計を維持されていた **65歳未満の配偶者**

| | | |
|---|---|----------------------|
| | 60歳 | 65歳 |
| 夫 | 特別支給の老齢厚生年金 年金の額の計算の基礎となる 月数が 240以上 （原則） | 老齢厚生年金 老齢基礎年金 |
| | 65歳未満の配偶者 に対する加給年金 | |

妻が65歳に達したら支給しない。

（加給年金額の対象者）

※ 受給権者がその権利を取得した当時その者に生計を維持されていた

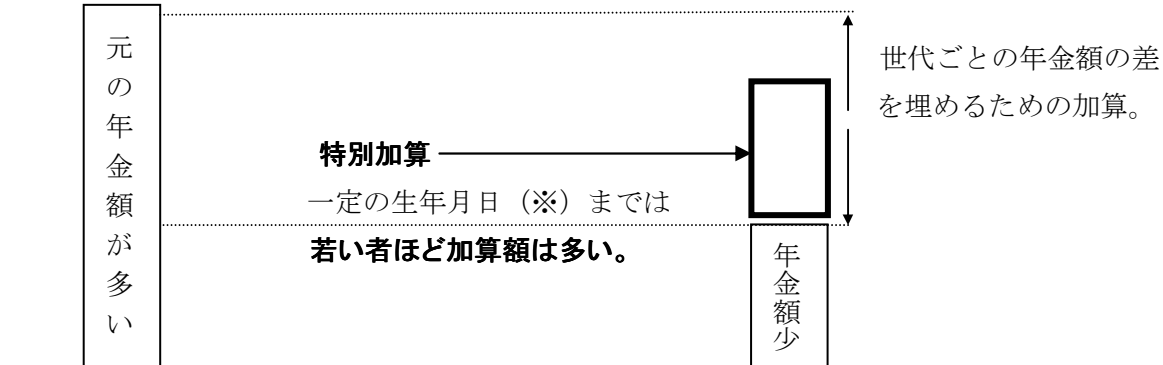
1. **65歳未満**の配偶者
2. 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
3. **20歳未満**で障害等級**1級又は2級**に該当する障害の状態にある子

P 833 (2) 配偶者加給年金額の特別加算

※ 老齢厚生年金 + 加給年金額(65歳未満の配偶者) + 特別加算額

受給権者の生年月日 (昭和9年4月2日以降の生まれの者が対象。)

年代が古い ←————→ 年代が新しい



(※) 特別加算額は、昭和18年4月2日以降生まれの受給権者については、165,800円 × 改定率

P 834 4. 加給年金額の支給停止

(例ー1) 配偶者(65歳未満)が老齢厚生年金(被保険者期間の月数が原則として240以上である者に限る。)、退職共済年金(組合員等の期間の月数が原則として240以上ある者に限る。)を受けている場合。

| | | | |
|--------------|---|--------|-------------|
| | 60歳 | 65歳 | |
| 夫 | 特別支給の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる月数が 240以上 (原則) | 老齢厚生年金 | |
| | | 老齢基礎年金 | |
| | 65歳未満の配偶者に対する加給年金 | | 支給停止 |
| 妻(65歳未満の配偶者) | 特別支給の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる月数が 240以上 (原則) | 老齢厚生年金 | |
| | | 老齢基礎年金 | |

(例ー2) 配偶者(65歳未満)が、障害基礎年金、障害厚生年金又は障害共済年金等を受けている場合。

| | | | |
|--------------|---|--------|-------------|
| | 60歳 | 65歳 | |
| 夫 | 特別支給の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる月数が 240以上 (原則) | 老齢厚生年金 | |
| | | 老齢基礎年金 | |
| | 65歳未満の配偶者に対する加給年金 | | 支給停止 |
| 妻(65歳未満の配偶者) | 障害厚生年金 | | |
| | 障害基礎年金 | | |

厚生年金保険法 第 10 回講義資料

P 836 2. 60 歳代前半の在職老齢年金

| | |
|--------|--------|
| 60 歳 | 65 歳 |
| 報酬比例部分 | 老齢厚生年金 |
| 定額部分 | 老齢基礎年金 |

在職中の被保険者で 60 歳台前半の老齢厚生年金の受給権者

- ① 総報酬月額相当額 + 基本月額 → 28 万円以下（老齢厚生年金は全額支給）
- ② 総報酬月額相当額 + 基本月額 → 28 万円を超える（老齢厚生年金は**全部又は一部の支給停止**）
- ※ 老齢厚生年金が**全額支給停止されたときに限り**、加給年金額は支給停止される。

厚生年金保険法 第 11 回講義資料

P 837 3. 60 歳代後半の在職老齢年金

| | |
|--------|--------|
| 60 歳 | 65 歳 |
| 報酬比例部分 | 老齢厚生年金 |
| 定額部分 | 老齢基礎年金 |

在職中の被保険者で 60 歳台後半の老齢厚生年金の受給権者

- ① 総報酬月額相当額 + 基本月額 → 47 万円以下（老齢厚生年金は全額支給）
- ② 総報酬月額相当額 + 基本月額 → 47 万円を超える（老齢厚生年金は**全部又は一部の支給停止**）

※ 支給停止額 = (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 47 万円) × 2 分の 1

※ 老齢厚生年金が**全額支給停止されたときに限り**、加給年金額は支給停止される。

P 837 4. 70 歳以上の在職老齢年金

【注意】 70 歳以上の使用される者についても、在職老齢年金の制度が適用する。

※ 総報酬月額相当額について

(70 歳未満) 標準報酬月額 + その月以前の 1 年間の標準賞与額の総額 ÷ 12

(70 歳以上) **標準報酬月額に相当する額** +

(その月以前の 1 年間の標準賞与額の総額 + **標準賞与額に相当する額**) ÷ 12

※ 老齢厚生年金が**全額支給停止されたときに限り**、加給年金額は支給停止される。

厚生年金保険法 第 14 回講義資料

P 826 (2) 老齢厚生年金の支給繰下げ

(例示) 65 歳に受給権を取得し、70 歳に支給繰下げの申出をするケース

| | | 老齢厚生年金の繰下げ増額分(A×増額率) |
|--------|-----------------------------|----------------------|
| 本来の年金額 | この部分のみ繰下げ可能。 | A |
| | 在職老齢年金の規定を適用したと仮定した場合の支給停止額 | 繰下げ支給の老齢厚生年金 |

65 歳 (裁定請求せず)

70 歳 (繰下げ申出)

【ポイント】

- ① 支給繰下げの規定は、**平成 19 年4月1日前**に既に 65 歳から支給される老齢厚生年金の受給権を取得している者には適用されない。
- ② 老齢厚生年金支給繰下げの申出は**老齢基礎年金の支給繰下げの申出と同時にを行う必要はない**。
- ② **繰下げ加算額(老齢厚生年金の繰下げ増額分)**は、60 歳台後半の在職老齢年金の規定による支給停止の対象としない。(法第 46 条第 1 項)

厚生年金保険法 第 19 回講義資料

P 859 3. 遺族厚生年金の額

イ) 受給権者が次のロ) 以外に該当するもの以外である場合の額

65 歳以降に限る

| |
|------------|
| 遺族厚生年金 (※) |
| 遺族基礎年金 |

| |
|------------|
| 遺族厚生年金 (※) |
| 老齢基礎年金 |

(※) 死亡した者に係る老齢厚生年金の額の 4 分の 3 に相当する額

ロ) 受給権者が高齢期の遺族配偶者である場合の額 … P 860 (3)

● 遺族厚生年金と自分自身の老齢厚生年金の受給権を有する 65 歳以降の遺族

(改正の趣旨) 改正前は自分自身の老齢厚生年金が全額受給できないという欠点があったので、**自分自身が納めた保険料が確実に反映される仕組みになるように、老齢厚生年金を全額支給する仕組みに変更した。**

【改正前】

| | |
|---------------|---------------|
| 遺族厚生年金 × 3分の2 | 老齢厚生年金 × 2分の1 |
| 老齢基礎年金 | |

| |
|--------|
| 遺族厚生年金 |
| 老齢基礎年金 |

【改正後】 死亡した者の配偶者が受給する場合

- ① 次の 2 つの基準 (**加給年金額は除く**) を比較して **多いほう** を選択して遺族厚生年金の額を決定する。
(例では、左側の額の方が多いので、左側の金額が遺族厚生年金の金額となる。→ ②へ)

(例)

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| (※1) 遺族厚生年金 × 3分の2 | (※1) 老齢厚生年金 × 2分の1 |
| 老齢基礎年金 | |

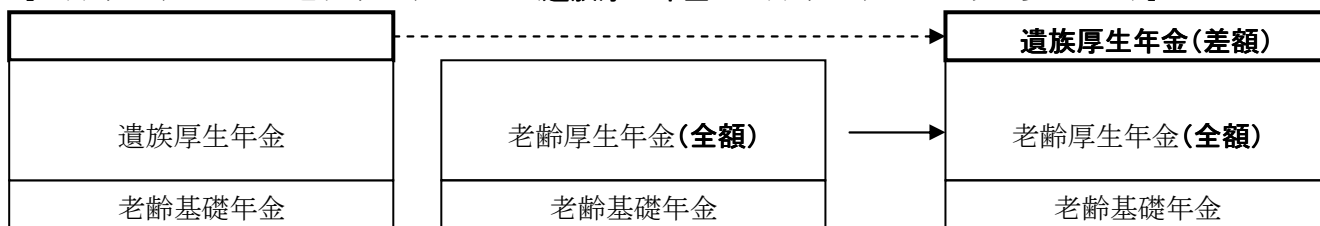
| |
|-------------|
| 遺族厚生年金 (※2) |
| 老齢基礎年金 |

(※1) 死亡者の報酬比例の年金額の 4 分の 3 × 3 分の 2 + 老齢厚生年金額等合計額 × 2 分の 1

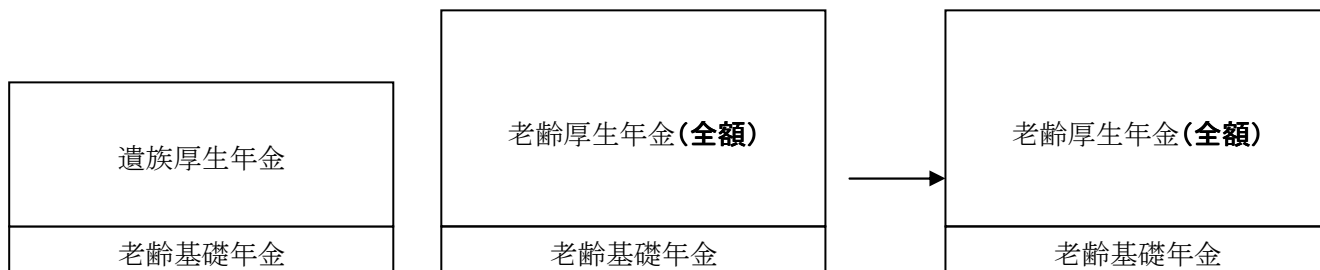
(※2) 死亡者の報酬比例の年金額の 4 分の 3 に相当する額

② 決定された遺族厚生年金と自分自身の老齢厚生年金と比較する。

【老齢厚生年金 < 遺族厚生年金の時（**遺族厚生年金**が老齢厚生年金より額が多いとき）】



【老齢厚生年金 ≥ 遺族厚生年金の時】



厚生年金保険法 第 20 回講義資料

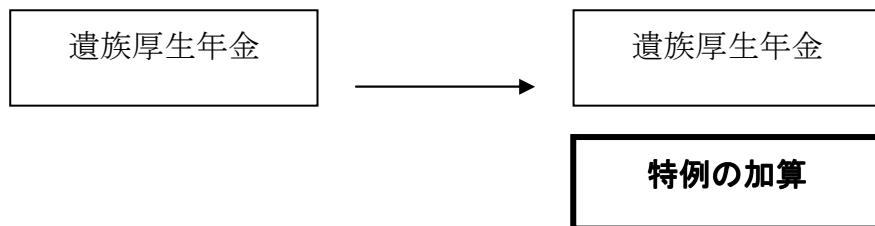
★ 遺族厚生年金の加算の特例（補足その1）

① 妻に支給する遺族厚生年金の額は、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その妻が厚生年金保険法第 59 条第 1 項に規定する要件に該当した子と生計を同じくしていた場合であって、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者の死亡につきその妻が遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、遺族基礎年金の額及び子の加算額に相当する額を加算した額とする。
（昭和 60 年法附則第 74 条第 1 項）

② 子に支給する遺族厚生年金の額は、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者の死亡につきその子が遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、遺族基礎年金の額に相当する額を加算した額とする。（昭和 60 年法附則第 74 条第 2 項）

（例）障害等級 1 級又は 2 級の障害厚生年金の受給権者（国民年金の第 2 号被保険者、第 3 号被保険者ではない者）が日本国内に住所を有しておらず、国民年金にも任意加入していない時に死亡した場合

- ア. 国民年金 … 被保険者に該当していないので、**遺族基礎年金はもらえない。**
- イ. 厚生年金 … 障害等級の**1 級又は 2 級**に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者の死亡なので、遺族厚生年金がもらえる。



★ 遺族厚生年金の遺族に関する特例（補足その2）

【遺族厚生年金を受給できる遺族の範囲】

第1順位 配偶者及び一定範囲の子

（夫は被保険者等の死亡の当時 **55歳以上** → 60歳に達するまでは支給停止）

第2順位 父母

（父母は被保険者等の死亡の当時 **55歳以上** → 60歳に達するまでは支給停止）

第3順位 一定範囲の孫

第4順位 祖父母

（祖父母は被保険者等の死亡の当時 **55歳以上** → 60歳に達するまでは支給停止）

※ 一定範囲の子又は孫

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、現に婚姻していない子

又は

20歳未満であって障害等級（1級又は2級）に該当する障害の状態にあり、現に婚姻していない子

【夫・父母・祖父母に関する特例】

（1）平成8年4月1日前に死亡した者については、夫・父母・祖父母が死亡の当時 **55歳未満であっても、障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にあれば**、遺族の要件に該当していることとされている。

【メモ】

（2）死亡した者が次のいずれかの要件に該当するとき、その遺族が夫・父母・祖父母である場合の遺族厚生年金の受給資格は、**55歳以上又は障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にあれば**、遺族厚生年金を支給する。

① 旧適用法人（JR・JT・NTT）の共済組合の次のいずれかの給付の受給権者であった者で、**平成19年4月1日前**に死亡していたこと。（平成8年法附則第11条）

- ・ 障害共済年金（1級又は2級）の受給権者であった者
- ・ 退職共済年金等の受給権者又は**平成9年3月31日**にこれらの年金の受給資格期間を満たしている者
- ・ 旧適用共済組合の組合員期間中に初診日のある傷病により、資格喪失後、初診日から5年以内に死亡した者

② 旧農林共済組合の共済組合の次のいずれかの給付の受給権者であった者で、**平成24年4月1日前**に死亡していたこと。

- ・ 障害共済年金（1級又は2級）の受給権者であった者
- ・ 退職共済年金等の受給権者又は**平成14年3月31日**にこれらの年金の受給資格期間を満たしている者
- ・ 旧適用共済組合の組合員期間中に初診日のある傷病により、資格喪失後、初診日から5年以内に死亡した者

【メモ】

★ 特例の年金について（補足その3）

【国民年金】

● 旧陸軍等共済組合等の組合員であった期間を有する者に対する**特例老齢年金**

※ 支給要件

- ① 第1号被保険者としての保険料納付済期間+保険料免除期間が1年以上あること。
- ② 保険料納付済期間+保険料免除期間+**旧令共済組合員期間**が**25年以上**あること。
- ③ **老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない者**であること。

以上の要件をすべて満たす者は、**65歳から**国民年金の特例老齢年金が支給される。（国民年金法附則第9条の3）

※ 支給額

第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間につき、老齢基礎年金と同様に計算した額

【旧令共済組合】

- ・ 旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合、朝鮮総督府逓信官署共済組合、朝鮮総督府交通局共済組合、台湾総督府専売局共済組合、台湾総督府交通局逓信共済組合、台湾総督府営林共済組合、台湾総督府交通局鉄道共済組合の8つ。

【厚生年金保険】

● 特例老齢年金

※ 支給要件

- ① 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない60歳以上である者。
- ② 厚生年金保険の被保険者期間を1年以上有していること。
- ③ 厚生年金保険の被保険者期間+旧令共済組合員期間が20年以上あること。

※ 支給額

特別支給の老齢厚生年金(定額部分+報酬比例部分)と同額。

● 特例遺族年金

※ 支給要件

- ① 死亡した者が、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていなかったこと。
- ① 死亡した者が、厚生年金保険の被保険者期間を1年以上有していること。
- ② 死亡した者が、厚生年金保険の被保険者期間+旧令共済組合員期間が20年以上あること。

以上により死亡した者の遺族が、遺族厚生年金の受給権を所得していないときは、特例の遺族年金を支給する。

※ 支給額

特別支給の老齢厚生年金(定額部分+報酬比例部分)の100分の50に相当する額。

厚生年金保険法 第 21 回講義資料

P 863 1. 遺族厚生年金の失権

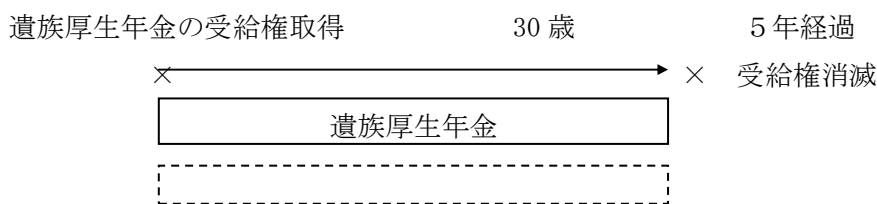
(1) 若年期の妻に対する遺族厚生年金の見直し (子が無い妻)

※ 30歳未満の妻は、5年間しか、遺族厚生年金を受けられない場合がある。

遺族厚生年金の受給権を取得した当時、**30歳未満である妻**が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による**遺族基礎年金の受給権を取得しない**とき。

→ 当該**遺族厚生年金の受給権**を取得した日から起算して**5年経過した**ときに受給権は消滅する。

(30歳未満の一定の子が無い妻)

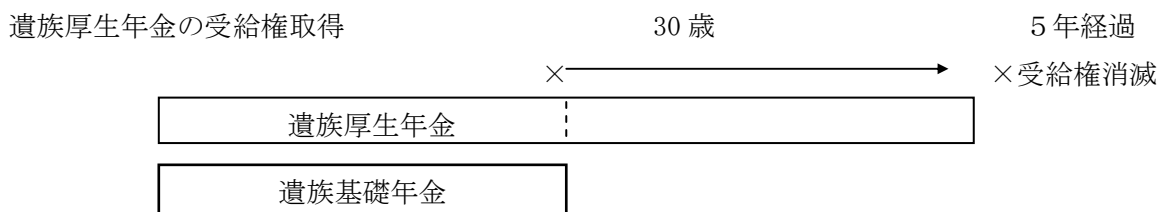


(2) 若年期の妻に対する遺族厚生年金の見直し (子がある妻)

遺族厚生年金と当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による**遺族基礎年金の受給権を有する妻**が**30歳に達する日**前に当該**遺族基礎年金の受給権が消滅**したとき。

→ 当該**遺族基礎年金の受給権が消滅した**日から起算して**5年経過した**ときに受給権は消滅する。

(30歳未満の一定の子がある妻)



×30歳に達する日**前**に当該**遺族基礎年金の受給権が消滅**。

(まとめ) 国民年金と厚生年金保険の加算について

| | 配偶者加算 | 子の加算 |
|----------------------|--|------|
| 老齢基礎年金 | × | × |
| 老齢厚生年金 | ○ (受給権者が昭和9年4月2日以後の生まれの場合は 更に特別加算あり) | ○ |
| 障害基礎年金 | × | ○ |
| 障害厚生年金 (1級又は2級のみ) | ○ | × |
| 遺族基礎年金 | × (一定の子を持つ妻) | ○ |
| 遺族厚生年金 | 中高齢寡婦加算 | × |

厚生年金保険法 第 22 回講義資料

P 866 1. 脱退一時金

※ 平成 15 年 4 月 1 日前に被保険者期間を有する場合

(平成 15 年 4 月 1 日前)

(平成 15 年 4 月 1 日以後)

各月の標準報酬月額 × 1.3

+

各月の標準報酬月額及び標準賞与額

× 支給率

被保険者期間の月数

※ 支給率について

| 被保険者期間 | 支給率 |
|---------------|---------------|
| 6 月以上 12 月未満 | A × 2分の1 × 6 |
| 12 月以上 18 月未満 | A × 2分の1 × 12 |
| 18 月以上 24 月未満 | A × 2分の1 × 18 |
| 24 月以上 30 月未満 | A × 2分の1 × 24 |
| 30 月以上 36 月未満 | A × 2分の1 × 30 |
| 36 月以上 | A × 2分の1 × 36 |

※ A = 最後に被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月（最終月）の属する年の前年 10 月の保険料率である。なお、最終月が 1 月から 8 月までの場合にあつては、前々年の 10 月の保険料率である。

P 867 2. 脱退手当金

※ 平成 15 年 4 月 1 日前に被保険者期間を有する場合

(平成 15 年 4 月 1 日前)

(平成 15 年 4 月 1 日以後)

各月の標準報酬月額

+

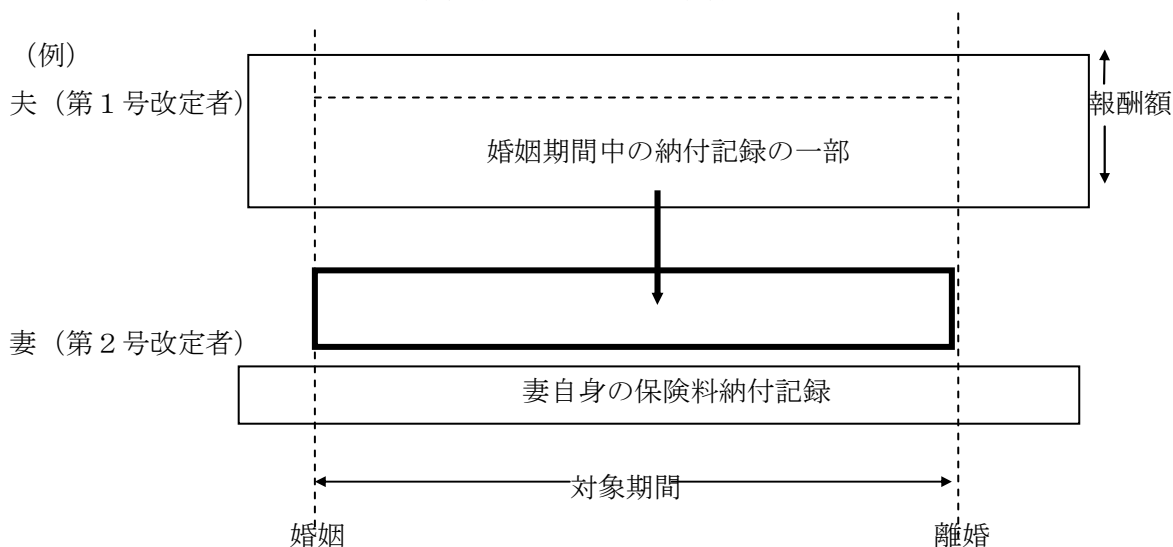
各月の標準報酬月額及び標準賞与額 ÷ 1.3

× 1.1 ~ 5.4

被保険者期間の月数

厚生年金保険法 第 23 回講義資料

P 868 3. 離婚分割制度（合意分割制度）



※ 婚姻期間（対象期間）中の標準報酬を再評価したもの（対象期間標準報酬総額）の**多い者が少ない者**に対して標準報酬の分割を行う。

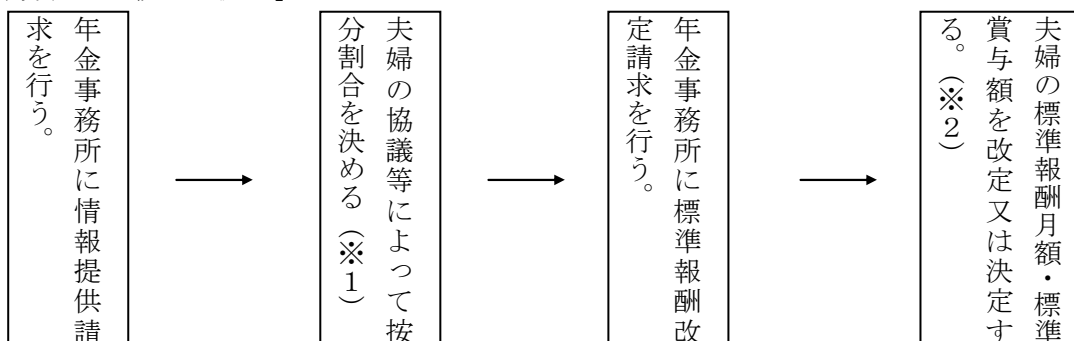
【用語の説明】

- 第1号改定者 … 分割される側の者（対象期間標準報酬総額の**多い者**）
- 第2号改定者 … 分割を受ける側の者（対象期間標準報酬総額の**少ない者**）
- 離婚等 … 離婚（原則として、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者について、当該事情が解消した場合を除く。）、婚姻の取消その他厚生労働省令で定める事由をいう。

（例外）婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者でも、**第3号被保険者として認定されていた期間**については、分割の対象となる。

- 対象期間 … 婚姻期間その他厚生労働省令で定める期間をいう。
- 当事者 … 第1号改定者及び第2号改定者をいう。

【離婚分割の手続きの流れ】



(※1) 協議が調わない時又は協議ができないときは、当事者の一方の申し立てにより、家庭裁判所が按分割合を定めることができる。

(※2) すでに年金受給者の場合は、年金額が改定される。

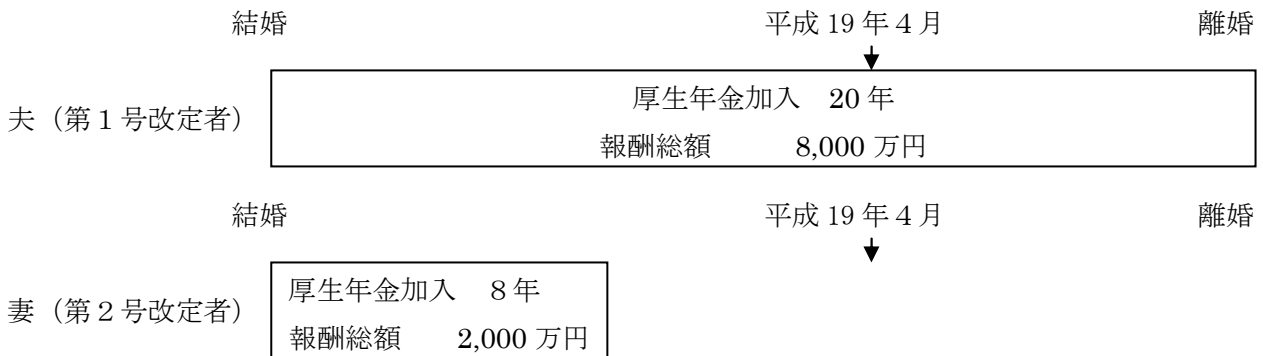
【重要ポイント】 次のいずれかに該当する場合は、情報の提供の請求をすることはできない。

- (ア) 情報の請求が**標準報酬改定請求後**に行われた場合
- (イ) 離婚等したときから**2年を経過**したとき

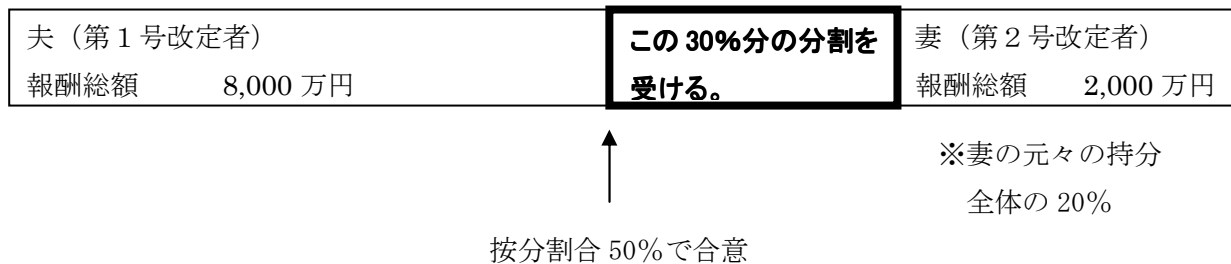
【按分割合について】

① 請求すべき按分割合は、当事者それぞれの対象期間標準報酬総額（※1）の合計額に対する**第2号改定者の対象期間標準報酬総額（※）の割合を超え2分の1以下の範囲内**で定められなければならない。

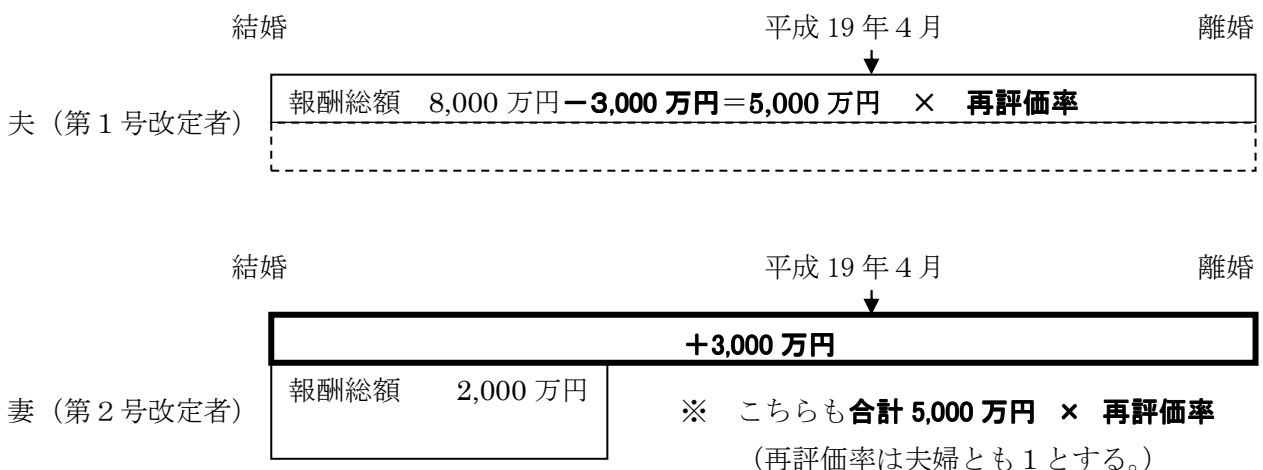
【分割前】（例） この夫婦は、合意により按分割合を0.5にした。



※ この場合、両者の報酬総額の合計は、8,000万円+2,000万円 = 1億円



【分割後】



(※) 対象期間標準報酬総額 … P 808

対象期間に係る被保険者期間の**各月の標準報酬月額**（法第26条の規定による従前標準報酬月額が標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額）と**標準賞与額**に**当事者を受給権者とみなして**対象期間の末日において適用される**再評価率**を乗じて得た額の総額をいう。

【標準報酬の改定又は決定】

(ア) 標準報酬月額 of 改定式

① 第1号改定者の改定後の標準報酬月額

$$\text{標準報酬月額} = \text{改定前の第1号改定者の標準報酬月額} \times (1 - \text{改定割合} (\ast))$$

② 第2号改定者の改定後の標準報酬月額

$$\begin{aligned} \text{標準報酬月額} &= \text{改定前の第2号改定者の標準報酬月額} \text{ (標準報酬月額を有しない月は零)} \\ &+ \text{第1号改定者の改定前の標準報酬月額} \times \text{改定割合} \end{aligned}$$

(イ) 標準賞与額の改定式

① 第1号改定者の改定後の標準賞与額

$$\text{標準賞与額} = \text{改定前の第1号改定者の標準賞与額} \times (1 - \text{改定割合} (\ast))$$

② 第2号改定者の改定後の標準賞与額

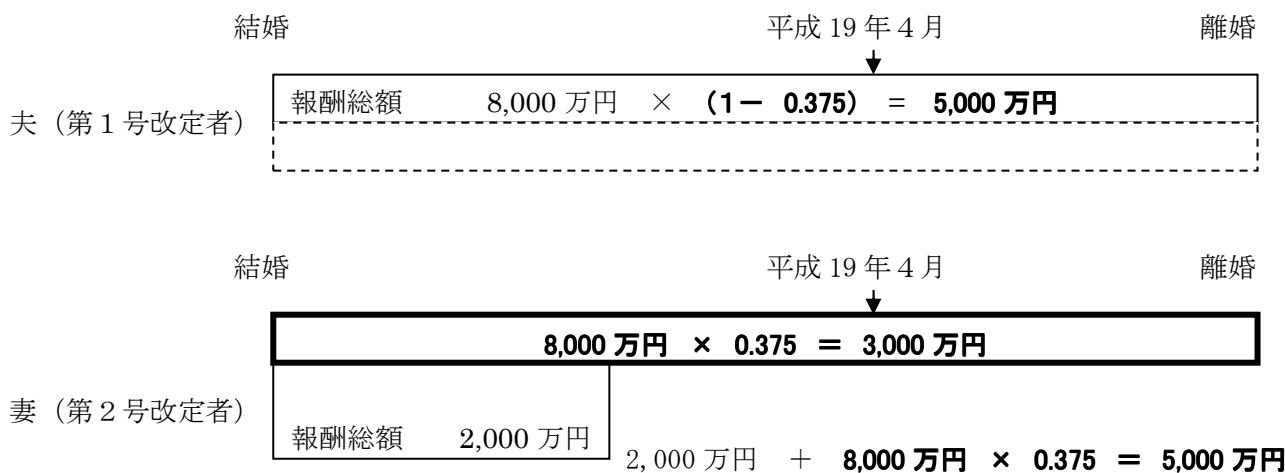
$$\begin{aligned} \text{標準賞与額} &= \text{改定前の第2号改定者の標準賞与額} \text{ (標準賞与額を有しない月は零)} \\ &+ \text{第1号改定者の改定前の標準賞与額} \times \text{改定割合} \end{aligned}$$

(※) **改定割合 = 按分割合 - (第2号改定者報酬総額 ÷ 第1号改定者報酬総額) × (1 - 按分割合)**

第1号改定者と第2号改定者の報酬総額を、按分割合どおりに分け合うための割合

【この事例での改定割合】 按分割合 = 0.5 としている。

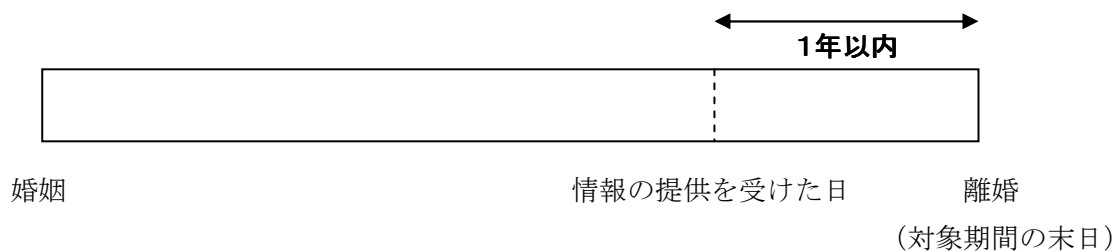
$$\text{改定割合} = 0.5 - (2,000 \text{ 万円} \div 8,000 \text{ 万円}) \times (1 - 0.5) = 0.375$$



【重要ポイント】

- (ア) 標準報酬の改定又は決定で用いるのは、**改定割合**であり、按分割合ではない。
- (イ) 標準報酬の改定又は決定においても、3歳に満たない子を養育する被保険者の特例（法第26条）の規定による従前標準報酬月額が標準報酬月額とみなされた月にあつては、**従前標準報酬月額**を標準報酬月額とする。
- (ウ) 第2号改定者が標準報酬月額（標準賞与額）を有しない月については、「零」とする。

- ② 按分割合の範囲について情報の提供を受けた日が**対象期間の末日前**であって、**対象期間の末日までの間が1年を超えない**場合その他厚生労働省令で定める場合における標準報酬改定割合については、当該情報の提供を受けた按分割合の範囲を、請求すべき按分割合の範囲とすることができる。



【情報提供の通知先】

- (ア) 婚姻期間中 … 請求をした者のみ
(イ) 離婚などの成立後 … 当事者双方（請求していない者にも通知される。）

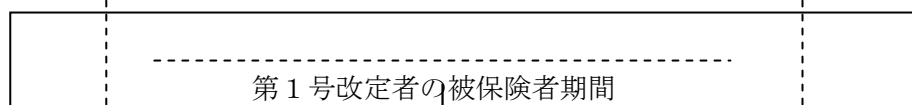
● 離婚時みなし被保険者期間について

【離婚時みなし被保険者期間とは】

対象期間のうち、第1号改定者の被保険者期間であって、第2号改定者の被保険者期間ではない期間で、第2号改定者の被保険者期間であったものとみなされた期間（法第78条の7からこ書）

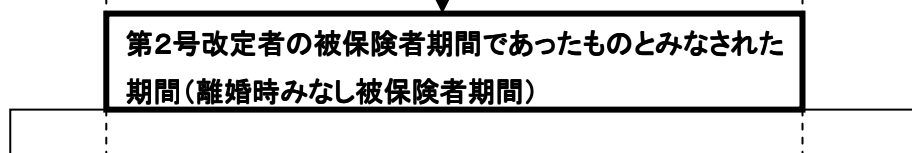
(例)

夫（第1号改定者）



第1号改定者の被保険者期間

妻（第2号改定者）



第2号改定者の被保険者期間であったものとみなされた期間(離婚時みなし被保険者期間)

婚姻

離婚

厚生年金保険法 第24回講義資料

P870 欄外 ステップアップ（※6） 障害厚生年金について

- ※ **障害厚生年金**の額について、いわゆる最低保障月数300の規定が適用されているときは、**離婚時みなし被保険者期間は、その計算の基礎としない。**（みなしの期間は除いて分割するということ。）

(理由) 離婚時みなし被保険者期間を、障害厚生年金の**計算の基礎に含めて**分割すると、かえって障害厚生年金の金額が減ってしまう場合がありそれを防止するため。

【離婚時みなし被保険者期間を、障害厚生年金の**計算の基礎に含めて**分割した場合】

(例) 按分割合 = 0.5 → 改定割合 = $0.5 - (1,200 \text{ 万円} \div 3,000 \text{ 万円}) \times (1 - 0.5) = 0.3$
 結婚 平成 19 年 4 月 離婚

| | |
|--------------|--|
| 夫 (第 1 号改定者) | 厚生年金加入 120 月 報酬総額 3,000 万円 × (1 - 0.3) |
| | |

結婚 平成 19 年 4 月 離婚

| | |
|--------------|---|
| 妻 (第 2 号改定者) | 離婚時みなし被保険者期間も受ける。 全体で 120 月 3,000 万円 × 0.3 |
| | 厚生年金加入 60 月 報酬総額 1,200 万円 |

(分割**前**の障害厚生年金)

$$\frac{20 \text{ 万円}}{1,200 \text{ 万円}} \times 1,000 \text{ 分の } 5.481 \times 300 \text{ 月}$$

↑
60 月

≒ 328,900 円

(みなしの期間を**含めた**分割**後**の障害厚生年金)

$$\frac{17.5 \text{ 万円}}{1,200 \text{ 万円} + 900 \text{ 万円}} \times 1,000 \text{ 分の } 5.481 \times 300 \text{ 月}$$

↑
120 月

≒ 287,800 円 (分割したのに金額が減る。)

【離婚時みなし被保険者期間を、障害厚生年金の**計算の基礎に含めず**に分割した場合】

(例) 按分割合 = 0.5 → 改定割合 = $0.5 - (1,200 \text{ 万円} \div 3,000 \text{ 万円}) \times (1 - 0.5) = 0.3$
 結婚 平成 19 年 4 月 離婚

| | |
|--------------|--|
| 夫 (第 1 号改定者) | 厚生年金加入 120 月 報酬総額 3,000 万円 × (1 - 0.3) |
| | |

結婚 平成 19 年 4 月 離婚

| | |
|--------------|---|
| 妻 (第 2 号改定者) | 離婚時みなし被保険者期間 60 月 3,000 万円 × 0.3 × 2分の1 |
| | 厚生年金加入 60 月 報酬総額 1,200 万円 |

(分割**前**の障害厚生年金)

$$\frac{20 \text{ 万円}}{1,200 \text{ 万円}} \times 1,000 \text{ 分の } 5.481 \times 300 \text{ 月}$$

↑
60 月

≒ 328,900 円

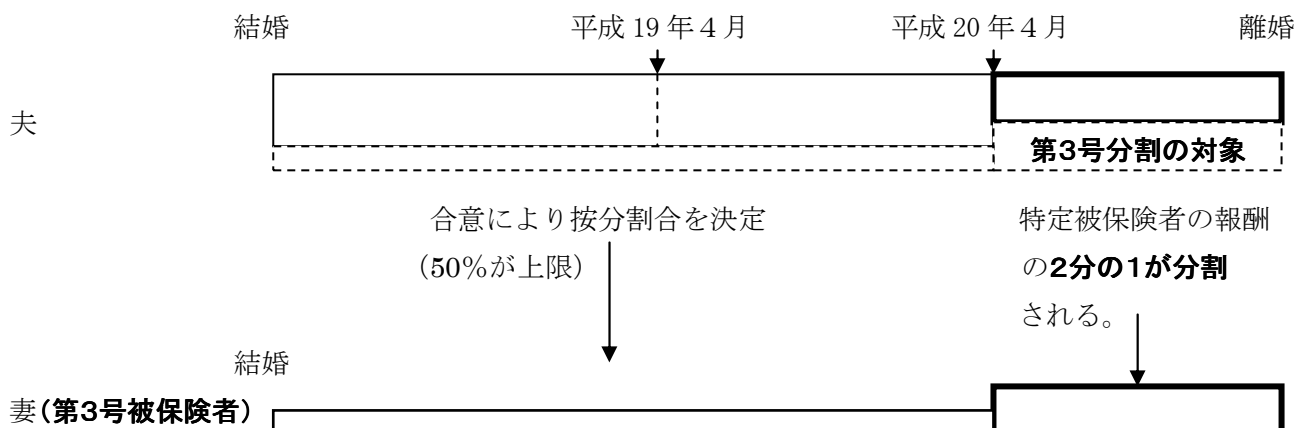
(みなしの期間を**除いた**分割**後**の障害厚生年金)

$$\frac{27.5 \text{ 万円}}{1,200 \text{ 万円} + 450 \text{ 万円}} \times 1,000 \text{ 分の } 5.481 \times 300 \text{ 月}$$

↑
60 月

≒ 452,200 円 (金額が増えている。)

P871 4. 3号分割制度



【3号分割制度】

- ① **平成20年5月1日以降**の離婚を第3号被保険者分割の対象とする。
- ② 第3号被保険者分割の対象期間（「特定期間」という。）は**平成20年4月1日以後の期間**に限られる。
- ③ 分割される側（第2号被保険者）を「特定被保険者」といい、分割を受ける側（第3号被保険者）を「被扶養配偶者」という。
- ④ 被扶養配偶者からの請求によって、特定期間における特定被保険者の**報酬の2分の1**が分割される。
- ⑤ 離婚等したときから**2年を経過**したときは、分割の請求はできない。

【離婚時等の合意分割制度】

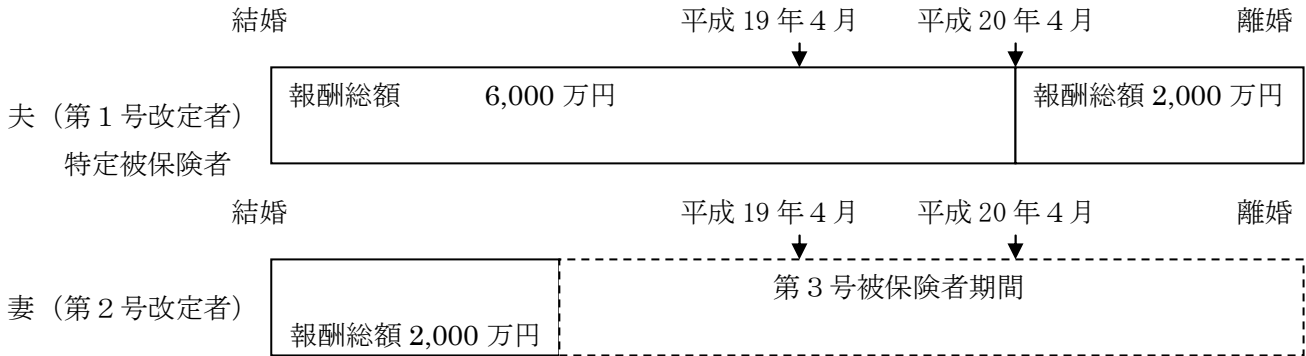
- ① **平成19年4月1日以降**の離婚を離婚時等の分割の対象とする。
- ② **平成19年4月1日以降**の離婚であれば、**平成19年4月1日前からの婚姻期間も**離婚時等の分割対象期間である。
- ③ 按分割合の**上限は2分の1**とする。（割合は協議又は家庭裁判所の決定による。）
- ④ 離婚等したときから**2年を経過**したときは、分割の請求はできない。

厚生年金保険法 第 25 回講義資料

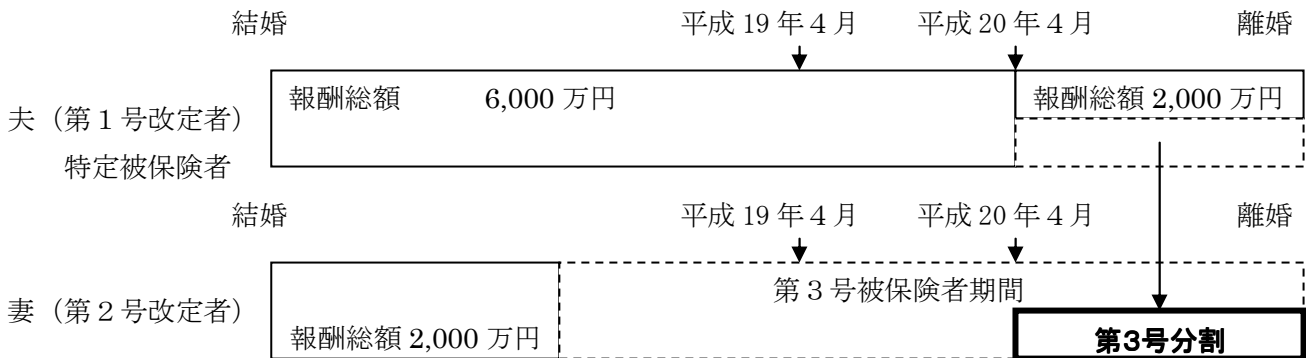
P871 1. 3号分割の要件

(例) 平成 20 年 4 月以降に按分割合を 0.5 と定めて合意分割をする場合。

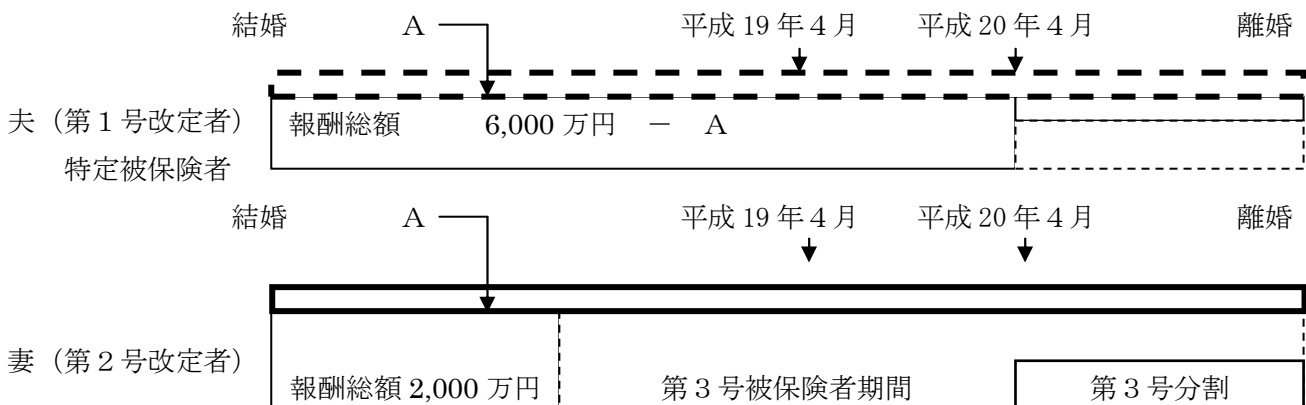
【分割前】



① まず、第 3 号被保険者分割が行われる。



② 次に離婚時等の分割(合意によるもの)が行われる。



【注意】

請求した日において、特定被保険者（第 1 号改定者＝この例では夫）が**障害厚生年金の受給権者**であるときは、この規定は適用されない。（つまり第 3 号分割は行われないうこと。）